

平成 26 年度

# 行政監査結果報告書

(審議会等の運営状況について)

浜田市監査委員

平成 27 年 7 月

## 目 次

第 1 行政監査の趣旨	1
第 2 監査のテーマ及び目的	1
1 監査のテーマ	1
2 監査の目的	1
第 3 監査の期間	1
第 4 監査の対象及び範囲	1
第 5 監査の着眼点	1
1 審議会等の設置状況について	1
2 審議会等の委員構成について	1
3 審議会等の会議運営について	2
4 審議会等の活動状況について	2
第 6 監査の方法	2
第 7 監査の結果	2
1 審議会等の種類について	2
2 審議会等の設置根拠について	3
3 審議会等の設置目的について	4
4 審議会等の委員構成等について	5
5 審議会等の会議運営について	9
6 審議会等の活動状況について	10
第 8 意見（むすび）	12
[別添資料]	14
[関係条文等]	17

### (注解)

- 文中及び各表中の比率は、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位を表示した。したがって、比率合計と内訳との計が一致しない場合がある。
- 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
  - 「0.0」・・・該当数値はあるが、単位未満のもの
  - 「0、－」・・・該当数値がないか、またはあっても比率が 1,000%以上もしくは指数が 1,000 以上のもの

## 第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）（以下「法」という。）第199条第2項の規定に基づき、行政事務の執行が経済性、効率性及び有効性の観点から適正に行われているかなどについて監査を実施するものである。

## 第2 監査のテーマ及び目的

### 1 監査のテーマ

「審議会等の運営状況について」

### 2 監査の目的

今日の社会において、住民の公共サービスに関するニーズの多様化、高度化に適切に対応していくためには、市民の立場に立った公正で効率的な市政運営が求められている。

法律、条例その他の規定に基づき設置される審議会等は、市民の声を市政に直接反映させる有効な手段であり、単に行政上の承認を与える形式的な機関であってはならない。

地方自治運営の基本原則である「住民の福祉の増進」と「最少の経費で最大の効果」を図るため、それぞれの審議会等の市民意見が市政に適切に反映され、その設置目的に沿って適正で効果的に運営がなされ、その活動がいかに機能し行政に活かされているかが重要である。

本市において設置されている審議会等が、設置目的の趣旨に沿って適正かつ効率的に運営され、活動が行われているか、また、その活動の成果により、住民の福祉の増進に寄与しているかという観点から、審議会等を取り巻く現状を検証し、現状における課題及び今後の改善点等を示すことにより、適正で効率的な市政運営の確保に資することを目的として実施するものである。

## 第3 監査の期間

平成27年1月28日から平成27年4月21日まで（監査実施通知日から監査実施日まで）

## 第4 監査の対象及び範囲

法第138条の4第3項の規定に基づき附属機関として設置された審議会等及びこれに準ずるもの（以下「審議会等」という。）で、一部を除き平成26年12月1日現在設置されている審議会等を対象とする。

## 第5 監査の着眼点

### 1 審議会等の設置状況について

設置の根拠や目的が明確であるか、廃止・統合をすべきものはないか等について検証する。

### 2 審議会等の委員構成について

選任方法は適切か、広く各界各層から審議会等の目的達成にふさわしい人材を選出しているか、必要に応じて委員の一部を公募しているか、女性の登用は図られているか、在任

期間や兼任状況について考慮しているか等について検証する。

### 3 審議会等の会議運営について

会議開催の公表や周知は適切に行われているか、会議は公開されているか、会議資料の事前配布や会議録等の作成が行われているか、委員報酬等の支出根拠は明確か等について検証する。

### 4 審議会等の活動状況について

会議が適切に開催されているか、また、活動の成果として答申や提言等が行われ、その内容が行政の施策や事業等に反映されているか等について検証する。

## 第6 監査の方法

あらかじめ設定した着眼点に基づいて行政監査調査票を作成し、監査対象各課から行政監査調査票の提出を求めた。さらに、必要に応じて職員から説明を聴取した。

なお、平成 25 年 5 月に浜田市行財政改革推進本部において、「浜田市附属機関等の設置及び構成員の選任等に関する指針」が示されている（関係書類に掲載）。また、この指針を含めた、「国の審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定。以下「国の基本的計画」という。）や総務課法令文書係が情報提供を行っている「附属機関に当たらない任意の協議会等の設置について（目安）」を参考にして監査を実施した。

## 第7 監査の結果

### 1 審議会等の種類について

審議会等を分類すれば、次表のとおりである。

区 分		根 拠		
		法 律	条 例	要綱等
附属機関として設置するもの	法律で設置が義務付けられているもの (法令必置)	○		
	法律で設置することができるものとされるもの (法令任意)	○	○	
	市独自の判断で設置するもの		○	
附属機関に準ずるもの	市独自の判断で設置するもの			○

#### (1) 附属機関として設置する審議会等について

附属機関とは、法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づくもので、執行機関の要請により行政執行の前提として必要な調停、審査、審議、又は調査等を行うことを職務とする機関である。

同規定によると、法律又は条例により執行機関の附属機関として審査会、調査会その他の調停、審査、諮問、又は調査のための機関を置くことができるとされている。

委員の身分については、法 202 条の 3 第 2 項の規定により非常勤とされ、地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号の規定により、特別職の地方公務員である。

また、委員に対し、法 203 条の 2 の規定により報酬を支給しなければならない。報酬額は条例で定めなければならない。その他、公務災害補償の対象になる。

本市では、委員の報酬額等については、「浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に規定されている。また、公務災害補償については、「浜田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」及び同施行規則に規定されている。

## (2) 附属機関に準ずる機関として設置する審議会等について

法律又は条例によって設置される審議会のほか、附属機関に準ずるものとして、「研究会」「懇談会」「検討会議」などと呼ばれ、規則や要綱等に基づき設置されている事実上の審議会（私的諮問機関とも呼ばれている。）があり、附属機関と同様な機能を果たしているものがある。

国の基本的計画において、私的諮問機関の位置付けを明確にし、法令、条例によらず規則や要綱等で設置したものは附属機関とは異なり、あくまでも行政運営上の意見交換の場、懇談の場として位置付けられるものであり、それ自体に自主性はなく、意思決定を行う機関でもないとしている。

委員の身分については、地方自治法や地方公務員法は適用されない。

したがって、報酬の支給及び公務災害補償の対象とはならない。しかし、一般的には、委員に委嘱の上、会議等への出席に関しては、役務の提供に対する対価として報償費、旅費（費用弁償）を支給することは可能であると解されている。

## 2 審議会等の設置根拠について

設置根拠別の状況は、次表のとおりである。

(単位：機関)

区分	附属機関				附属機関に準ずる機関				合計
	法令必置	法令任意	条例	小計	規則	要綱	その他	小計	
設置数	6	5	40	51	4	12	3	19	70

※ 「法令必置」とは、法律により設置が義務付けられているものをいう。

「法令任意」とは、法律により設置することができると規定されており、条例で設置されたものをいう。

「条例」とは、市独自の条例により設置されたものをいう。

附属機関に準ずる機関として回答を得たものは 19 機関であったが、これらの機関は、行政の高度化、多様化、専門化が進むに従い増加してきたものであるが、法の規定によらず要綱等により設置されているものである。

その中には、会議目的が審議など附属機関と同様な内容となっているものがあり、法 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関として、条例により設置することが妥当であると考えられ、必要に応じ条例化を検討されたい。

### 3 審議会等の設置目的について

設置目的別の状況は、次表のとおりである。

(単位：機関・%)

区 分	附属機関		附属機関に準ずる機関		合 計	
	機関数	構成比	機関数	構成比	機関数	構成比
調停機関	0	0.0	0	0.0	0	0.0
審査機関	18	35.3	4	21.1	22	31.4
諮問機関	29	56.9	1	5.3	30	42.9
調査機関	1	2.0	5	26.3	6	8.6
その他	3	5.9	9	47.4	12	17.1
合 計	51	100.0	19	100.0	70	100.0

設置目的では、附属機関 51 機関のうち、諮問機関が 29 機関 (56.9%) となり、過半数を占めていた。

また、附属機関に準ずる機関 19 機関のうち、10 機関 (52.6%) において、主管課からの回答が「審査」、「諮問」、「調査」を目的とするものになっており、附属機関に該当する可能性がある。

これらについては、組織、機能、目的等を精査し、附属機関の性格をもつものと判断されるものについては、条例化を検討されたい。

その他、参考として国の基本的計画において、附属機関に準ずる機関については、あくまでも行政運営上の意見交換、懇談会等の場として性格付けられるものであることを留意した上で設置するものとして、その名称には、審議会、協議会、審査会、調査会又は委員会の名称を用いないとしている。

本市では、別表のとおり「委員会」、「協議会」などの呼称をつけている。そして、懇談会の定員及び議決方法に関する議事手続きを定めないとし、聴取した意見については、答申、意見書等、合議体としての結論と受け取られるような呼称を付さないとしている。

「第6 監査の方法」にも記述しているが、浜田市庁内ホームページのFAQ ナレッジシステム—運用・解釈に、「附属機関に当たらない任意の協議会等の設置について (目安)」を平成 24 年 6 月 14 日付けで、総務課法令文書係が情報提供を行っている。その内容は、次のとおりである。

#### 1 協議会等の形式、運営等

任意の協議会、懇談会等 (以下「協議会等」という。) は、調停、審査、諮問又は調査を目的としない行政運営上の意見の聴取、懇談等の場として性格付けられるものであることから、その形式、運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 協議会等の名称には、附属機関と誤って受け取られるような「審査会」、「審議会」、「調査会」等の表現を用いない。
- (2) 附属機関の所掌事務と誤って受け取られるような「審査する」、「審議する」、「諮問する」、「答申する」等の表現及び運営を行わない。
- (3) 附属機関の審議結果と誤って受け取られるような「答申」、「建議」、「意見書」、「提言書」

等の表現及び運営を行わない。

- (4) 附属機関と誤って受け取られるような組織としての意思を決定するための手続（議決手続等）による運営は行わない。
- (5) 会議の招集及び会議の詳細に関する取決めは、市長が行うこととする。
- (6) 市長に対して意見等を報告する場合は、協議会等の会長からの報告（答申、建議）ではなく、事務局からの報告（起案）という形式を取ること。

## 2 協議会等の出席者に対する費用の支払い

出席者に対しての費用を支払う場合の歳出科目は、「報酬及び費用弁償（旅費）」ではなく、「報償費（謝金）及び実費弁償（旅費）」とする。

## 3 参考

### (1) 「附属機関」の意義

「附属機関」とは、執行機関の行政執行に伴い必要な調停、審査、審議又は調査等を行うことを職務とする機関をいう。

### (2) 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項抜粋（附属機関の設置）

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

## 4 審議会等の委員構成等について

### (1) 委員の数

委員の現員数は、次表のとおりである。

(単位：機関・人)

区 分	附属機関		附属機関に準ずる機関		合 計	
	機関数	委員数	機関数	委員数	機関数	委員数
31 人 以 上	1	41	0	0	1	41
21 人～30 人	2	42	1	24	3	66
11 人～20 人	16	217	6	98	22	315
10 人 以 下	21	148	8	58	29	206
選 任 な し	11	-	4	-	15	-
合 計	51	448	19	180	70	628

※ 選任なし・・・平成 26 年 12 月 1 日現在、委員を置いていないものをいう。

委員数については、国の基本的計画では、「原則として 20 名以内とし、これを上回る必要がある場合であっても、30 名を超えないものとする。」としている。

本市では、附属機関のうち 30 名を超えている機関は 1 機関あったが、本市の市長、副市長、各自治区長、部長などが充て職となっているなど、機能上必要なものであり、それぞれの事情に応じて選任された委員と考えられる。

### (2) 委員の選任

#### ア 委員の構成

委員の構成状況は、次表のとおりである。

(単位：人・%)

区 分	延 べ 委員数	学 識 経験者	関係団 体代表	市 民 代 表	関係行政 機関職員	市議会 議 員	市職員	その他
附 属 機 関	448	154	118	63	45	10	37	21
附属機関に準ずる機関	180	22	88	30	18	0	14	8
計	628	176	206	93	63	10	51	29
構 成 比	100.0	28.0	32.8	14.8	10.0	1.6	8.1	4.6

※ 委員数等は、各所管課が把握している場合のみ算入している。なお、市職員には、市長、副市長、教育長等を含む。

各審議会等における委員の選任にあたっては、専門的知識が求められる附属機関としての審議会等には、主に学識経験者として大学教授、弁護士、医師等が選任され、関係団体との調整を図るためのものや市民各層の意見を聞くための附属機関に準ずる審議会等には、各種団体に推薦を依頼しているものが多く見受けられた。

国の基本的計画では、「委員等については、行政への民意の反映等の観点から、原則として民間有識者から選ぶものとする。国会議員、国務大臣、国の行政機関職員、地方公共団体又は地方議会の代表等は、当該審議会等の不可欠の構成要素である場合を除き、委員等としないものとする。」としている。

本市では、審議会等の委員の中には、市議会議員を委員としているものが附属機関3機関で延べ10人であった。附属機関は、執行機関のための機関であるから、議決機関の構成員である議員が委員に加わるのは、法令等に定めがある場合、その他特別の事情がある場合を除き、その選任にあたっては慎重な対応をされたい。

また、市職員が充て職等で選任されている人数は、延べ51人であった。市職員を委員に任命することについては、諮問する側の者が答申する側にも加わることになり、意見を行政側に誘導しているとの見方をされることにもなりかねない。市職員が委員にならなくとも、事務局として会議に参加すればよいと考えられるので、法令等に定めがある場合、その他特別の事情があり、やむを得ず市職員を任命する場合は、慎重に行い、必要最小限にとどめるべきである。

## イ 委員の年齢

委員の年齢は、次表のとおりである。

(単位：人・%)

区 分	延べ委員数	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
附 属 機 関	195	2	9	22	49	65	45	3
附属機関に準ずる機関	61	1	3	13	18	16	10	0
計	256	3	12	35	67	81	55	3
構 成 比	100.0	1.2	4.7	13.7	26.2	31.6	21.5	1.2

※ 年齢については、各所管課が把握している場合のみ算入している。

委員の年齢は、50歳以上の者が全体の80.5%を占めている。幅広い年齢層の意見を反映するため、委員の選任にあたっては、特定の階層に隔たりが生じないように工夫し、様々な年代から選任するよう図られたい。

## ウ 女性委員の登用

女性委員の登用状況は、次表のとおりである。

(単位：機関・人・%)

区 分	機関数	女性委員を登用している機関数 (比率別)					委員数	女 性 委員数
		登用なし	10%未満	10%～25%未満	25%～30%未満	30%以上		
附 属 機 関	39	12	1	14	4	8	448	87
附属機関に準ずる機関	15	3	0	6	2	4	180	49
計	54	15	1	20	6	12	628	136
構 成 比	100.0	27.8	1.9	37.0	11.1	22.2	-	21.7

※ 調査時点において、附属機関等に委員が登用されていない16機関を除く。

本市では、委員が選任されている機関を対象として、その女性委員総数を委員総数で除した場合の女性委員の構成比は、表中のとおり 21.7%となっているが、各機関の女性委員の構成比の平均(該当機関の構成比合計/該当機関数)は、附属機関で18.8%、附属機関以外の機関では24.2%、両方の平均で20.3%となっている。

人権同和教育啓発センターにおいて作成された、平成25年度男女共同参画推進計画年次報告書では、審議会等の女性委員の割合(参画率)を平成27年度には35%を目標(県は40%超とし、すでに目標の40%台を達成している。)として、段階的に上げていく考えである。

また、女性委員のいない審議会等の解消を図ることを目標としているが、現在、委員を選任している54機関のうち、15機関(27.8%)については、女性を委員として1人も登用していない状況である。

今後、これら計画の推進を図るため、積極的な女性委員の登用に努められたい。

## エ 委員の公募

委員の公募状況は、次表のとおりである。

(単位：機関・人・%)

区 分	機関数	委員数	公募による委員の選任	
			機関数	委員数
附 属 機 関	51	448	4	7
附属機関に準ずる機関	19	180	1	0
計	70	628	5	7
構 成 比	100.0	100.0	7.1	1.1

※ 附属機関に準ずる機関において、1機関が公募による委員の選任はあるが現在活動休止のため委員数は0人としている。

現在、公募制を導入している審議会等は、附属機関で4機関、附属機関に準ずる機関で1機関であり、選任された委員は7人であった。

公募委員の割合は、全て公募委員というものも1機関あったが、その他は各委員数の10%～20%程度であった。

導入時期は、平成17年、平成18年など合併後からのものが多く、周知方法は、市広報や市のホームページによるものであった。

公募制を設けていない審議会等は、その理由として、秘密の保持を必要とするもので

あること、あるいは専門分野において公正中立の立場で審査する場合など公募が難しいなど妥当性があるものもあるが、審議会等の設置規定に公募の規定がないこと、選任基準を設定していること、専門性が求められるためなどについては工夫をすれば公募は可能と思われるものがある。

本市では、開かれた行政を目指すため、パブリックコメント制度の活用や市民参加基本条例の制定など、市民参加の推進に取り組んでいるところである。

委員の公募は広く市民に意見を求めるよい方法の一つであると思われ、実際、広く公募を行っている自治体も多く見受けられる。

本市においても、公募による委員の選任をもっと取り入れ、より広い市民の意見が反映されることを期待したい。

#### オ 委員の在任期間

委員の在任期間は、次表のとおりである。

(単位：人・%)

区 分	2年未満	2年～ 5年未満	5年～ 10年未満	10年～ 15年未満	15年～ 20年未満	20年以上	合 計
附 属 機 関	184	120	80	13	1	0	398
附属機関に準ずる機関	120	29	19	0	0	0	168
計	304	149	99	13	1	0	566
構 成 比	53.7	26.3	17.5	2.3	0.2	0.0	100.0

※ 在任期間については、各所管課が把握している場合のみ算入している。

委員の任期については、附属機関は 68.6%が 2 年と定めており、附属機関以外の機関では、1 年や答申日までという短期のものが 36.8%、2 年は 47.4%程度であった。

しかしながら、10 年を超えて選任されている委員が、表中のとおり 14 人、全体の 2.5%と極めて少ないが、委員の長期在任は、審議会等の専門性などから、特定委員の経験や知識を活用することが必要とされる場合があることは認められるものの、このことにより、組織の沈滞化を招くことにもなりかねない。

国の基本的計画においては、「委員の任期については、原則として 2 年以内にする。再任は妨げないが、一つの審議会等の委員に 10 年を超える期間継続して任命しない。」としており、市の指針も同様に、特別の場合を除き、長期在任を制限する規定となっている。

こうしたことから、可能な限り同一人の長期在任の回避に努め、新たな人材の積極的活用を図ることにより、組織の新陳代謝を図られたい。

#### カ 兼任の状況

国の基本的計画では、「委員がその職責を十分に果し得るよう、一の者が就任することができる審議会等の委員の総数は原則として最高 3 とし、特段の事情がある場合でも 4 を上限とする。」としている。また、市の指針においては 5 以内としている。ほとんどの所管課において委員の兼任状況を把握できていなかったが、提出された行政監査調査票 2 (委員名簿) をみると、審議会等を兼任している者が多数見受けられた。

委員の兼任については、人材の活用という面から必ずしも否定するものではないが、人選にあたって幅広く人材の確保に努められたい。

## 5 審議会等の会議運営について

### (1) 会議の公開等

会議の公開等の状況は、次表のとおりである。

(単位：機関・人・%)

区 分	委員に会議資料の事前配布		市民への開催周知		会議の公開		公開有のうち傍聴人に会議資料等配布		会議録の作成		会議録の公開	
	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
附 属 機 関	20	15	19	28	23	22	19	1	41	6	19	20
構 成 比	57.1	42.9	40.4	59.6	51.1	48.9	95.0	5.0	87.2	12.8	48.7	51.3
附属機関に準ずる機関	9	7	6	11	8	9	5	1	15	2	6	12
構 成 比	56.3	43.8	35.3	64.7	47.1	52.9	83.3	16.7	88.2	11.8	33.3	66.7
合 計	29	22	25	39	31	31	24	2	56	8	25	32
構 成 比	56.9	43.1	39.1	60.9	50.0	50.0	92.3	7.7	87.5	12.5	43.9	56.1

※ 項目ごとに、不明な機関を除く。

会議資料の事前配布は、限られた会議時間の中で、審議会等の運営を効率的に行うことができるだけでなく、委員間の活発な議論をもたらすことにもなる。

資料の中には、個人情報など取扱いに注意を要するために当日配布としているものもあると思われるが、可能な限り事前配布に努められたい。

会議の開催周知は、25 機関（39.1%）と少ない。周知方法は、市のホームページがほとんどである。

会議を公開している機関は 31 機関で、公開していない機関とちょうど半分となっている。

情報公開を推し進めることは、今や時代のすう勢であり、審議過程を公開することは、その一環であるとともに市の説明責任を果たすことにもつながるため、今後、会議の公開は特段の事情がない限りは、積極的に行うことを検討されたい。

また、公開できない場合は、その理由を明確に示すことが必要になってくると考える。

会議録等の作成については、56 機関（87.5%）で実施されていたが、このうち公開を行っているのは 25 機関（43.9%）にとどまっている。また、会議録等の公開は、ほとんどが市ホームページで、その他は情報公開窓口でも公開されていた。

会議録等の作成は、審議経過を確認するためには欠かせないものであり、作成していない審議会等にあっては、特別の理由がない限り、作成されることを検討されたい。

また、会議録等の公開についても、より透明性の高い市政運営を求められていることから、個人情報等配慮が必要な場合を除いては、積極的に情報の提供に努められたい。

### (2) 委員への報酬等

附属機関の委員に対する報酬については、法 203 条の 2 の規定により報酬額並びにその支給方法は条例で定めて支給しなければならないこととされている。

本市では、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」（以下、「報酬等条例」という。）に基づき支給されることになり、今回の対象となった附属機関

においては報酬等条例に報酬額が定められていた。

一方、附属機関に準ずる機関においては、法及び報酬等条例の規定は適用されないため報酬は支給されないが、役務の提供に対する対価として報償費を支給することが可能である。報償費における支給額は、附属機関の委員の報酬額に準じた額を支給していた。

法 203 条の 2 の規定では、執行機関の附属機関として設けられた審議会等の委員について報酬を支給できるのであって、附属機関に準ずる機関の委員に対して報酬を支給することはできないものと解される。

附属機関に準ずる機関において委員に「報酬」を支給しているものについては、当該機関の設置目的等を精査し、附属機関とすべきものについては条例による設置に改正した上で報酬を支給し、附属機関に準ずる機関として位置付けるものについては、支出費目を報償費に変更するなど改善されたい。

## 6 審議会等の活動状況について

### (1) 会議の開催状況

会議の開催状況は、次表のとおりである。

(単位：機関・%)

区 分	年度	機関数	0回	1回	2回	3回	4回以上
附 属 機 関	24	48	21	15	5	4	3
	構成比	100.0	43.8	31.3	10.4	8.3	6.3
	25	48	21	15	5	3	4
	構成比	100.0	43.8	31.3	10.4	6.3	8.3
	26	48	24	13	4	4	3
	構成比	100.0	50.0	27.1	8.3	8.3	6.3
附 属 機 関 に 準 ず る 機 関	24	16	9	2	1	0	4
	構成比	100.0	56.3	12.5	6.3	0.0	25.0
	25	17	5	4	4	0	4
	構成比	100.0	29.4	23.5	23.5	0.0	23.5
	26	19	6	4	5	1	3
	構成比	100.0	31.6	21.1	26.3	5.3	15.8

※ 平成 26 年度は、年度末までに開催が決定しているものを含める。

開催した審議会等において、附属機関については平成 24 年度及び平成 25 年度とも年 1 回開催がもっとも多く、附属機関に準ずる機関では、平成 24 年度は 4 回以上が多く、平成 25 年度では、年 1 回、2 回及び 4 回以上が同数であった。

平成 24 年度以降平成 26 年度までで未開催となっているのは、附属機関で 16 機関、附属機関に準ずる機関で 4 機関あった。これらの機関の開催しなかった理由は、ほとんどが審議対象とする案件がなかったとしている。

国の基準では、「活動不活発な審議会等は、基本的に廃止する。」、「法令上時限の付されている審議会等又は事実上時限のある審議会等は、時限の到来又は任務の終了をもって廃止する。」などとしている。また、その他の自治体では、3 年程度開催実績のないもの、設置後 10 年間を経過するものは、その必要性について再検討も含めて所要の措置を講じること。開催実績が年間 1 回のもは、内容が形骸化していないか確認すること。審議等がない状態が継続するのであれば、廃止を含めて検討すること。としている。

会議を開催していない審議会等の中には、行政処分を行う場合やその行政処分に対する不服審査を行うものなどがあり、開催を必要とする事項が生じない限りは開催しない場合もあるため、一概に廃止が必要であるとは言えない。

しかし、一定期間開催していないということは、その機能を発揮していないということであり、法令必置機関を除く審議会等の必要性和今後のあり方について検討する必要がある。

また、開催回数が年1回のものについては、主な会議内容が行政側の施策の説明と報告で、実質の審議会等を行っていない状況が継続しているのであれば、形骸化している可能性があるため、今後のあり方について検討されたい。

## (2) 審議会等の設置年数

審議会等の設置年数は、平成17年10月に新設合併を行ったため、ほとんどの機関がその合併日となっていた。

## (3) 審議会等の成果

ア 審議会等の成果については、次表のとおりである。

(単位：機関・%)

区 分	機関数	内 訳					答申等 無
		答申等 有	答申	提言	報告書	その他	
附 属 機 関	37	34	13	2	2	17	3
構 成 比	100.0	91.9	35.1	5.4	5.4	45.9	8.1
附属機関に準ずる機関	14	11	1	0	2	8	3
構 成 比	100.0	78.6	7.1	0.0	14.3	57.1	21.4
合 計	51	45	14	2	4	25	6
	100.0	88.2	27.5	3.9	7.8	49.0	11.8

※ 平成24年度以降に開催実績のある機関を対象とする（開催実績はあるが記載のないものは除く）。

開催実績のあったもの（開催実績はあるが記載のないものは除く）のうち、附属機関で91.9%、附属機関に準ずる機関では78.6%の答申や提言等があったことは、審議会等が有効に運営されている証しの一つであると言える。

ただし、答申等が全くなしと回答している審議会等については、設置根拠や目的等を再認識し、附属機関等として機能しているのかどうかを再検証されたい。

また、審議会等の性格にもよるが、審議結果については原則として、答申や報告書等の形で文書化し、また、その結果等について公表することを検討されたい。

イ 審議会等の会議結果の施策への反映状況については、次表のとおりである。

(単位：機関)

区 分	機関数	内 訳					計
		事業に反映	予算化	改善等の参考	その他	無	
附 属 機 関	34	14	0	8	8	2	32
附属機関に準ずる機関	11	4	0	0	3	2	9
合 計	45	18	0	8	11	4	41

※ 答申等のあった機関を対象とする（記載のない4機関は除く）。

「その他」としたものは、その答申等の内容が計画策定に寄与するものや個人に係る審査や認定など、直接行政の事業に反映される性質のものではないものであった。

## 第8 意見（むすび）

審議会等の運営及び活動状況を見てきたが、本市においては、多数の附属機関及び附属機関に準ずる機関が設置されており、各主管課において運営及び活動状況などが概ね適正に行われていたと言える。

しかし、これまで述べてきたように、その内容の一部について不備な点や疑問点が見受けられたため、改善策等を検討されたい。

なお、次の2点については特に重要なものと思われるため、さらに説明を付け加える。

### 1 審議会等の運営等に係る基準づくりとその管理体制の設置について

本市の審議会等の運営状況をみると、各主管課の対応に統一性がなく、不備を是正するためのチェック機能が働いていないように思われる。

この大きな要因には、審議会等の設置、運営、改廃、議事運営等に関する方針や基準がなく、各主管課にそれら全てを委ねてしまっているところである。

例えば、他の審議会等の委員との兼任状況については、ほとんどの機関において把握されていなかったため、1人の委員が数多くの委員を兼任していることを把握できていなかったが、全庁的に委員登録等の仕組みがあれば管理することは困難なことではない。総務課（現行財政改革推進課）において附属機関等の委員名簿の整理を行い、委員の異動等変更が生じた場合には、所管課で随時変更することとなっているが、各所管課担当者がどの程度把握しているかは不明である。参考資料として委員の重複状況（5以上）の情報提供も行われているため、更なる周知を促していただきたい。

また、本市においても、財源不足への対応など厳しい行財政運営を強いられる状況のなか、全ての業務の見直しが求められており、審議会等についても例外ではなく、その公正性や透明性はもちろんのこと、有効性、効率性及び経済性についても高めたものでなければならない。

審議会等の設置、運営だけでなく、統廃合など整理合理化についても対象とした統一的な基準を策定するとともに、各機関の委員、その活動状況等について管理する体制を作ることが重要である。

### 2 行政への市民参加と審議会等の公開について

社会環境が少子高齢化の進行や都市化の進展などで大きく変化し、市民ニーズの多様化・複雑化が進むなか、これに伴う新たな行政課題に的確に対応し、市民とともに協働のまちづくりを進めていくうえで、市民の行政参加や市民ニーズの把握を担っている審議会等の果たす役割は大きなものである。

本来、附属機関の制度は、地方行政に市民の意思を十分に反映させ、複雑化、専門化した広範囲にわたる行政需要に対して専門的知識等を取り入れるために導入された制度で

ある。

そのため、審議会等は全国のどの自治体においても設置されており、困難な課題解決のために、以前にも増して頻繁に活用されている現状があり、その反面、運用等に当たっては、さまざまな問題点も指摘されているところである。

本市においても積極的に市政への市民参加を推進することとしており、その前提として行政が保有している情報を積極的に公開し、行政情報の共有化を進めることとしているが、これは、厳しい財政状況が今後も引き続くことが確実な中で、効率的、効果的に行財政運営を行っていくためには、市民の理解なくしては進めることはできないと考えているからである。

このための方策として、審議会等の活用は欠かせないものであり、積極的な市民参加が期待される今後においては、市民の意思をいかに反映できるかが審議会等の運営等における課題である。

以上述べたことを踏まえ、今後とも行財政改革の視点を持ちながら、審議会等の機能が十分に発揮されるよう適切な運営を期待するものである。

[別添資料]

監査対象審議会等一覧

1 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき附属機関として設置された審議会等

(平成26年12月1日現在)

No.	所属部課名		審議会等名	設置根拠
1		市長公室	浜田市名誉市民選考委員会	条例
2	総務部	総務課	浜田市情報公開審査会	条例
3	総務部	総務課	浜田市個人情報保護審査会	条例
4	総務部	総務課	浜田市個人情報保護審議会	条例
5	総務部	総務課	浜田市行財政改革推進委員会	条例
6	総務部	総務課	浜田市指定管理者選定委員会	条例
7	総務部	総務課	浜田市いじめ問題調査委員会	条例
8	総務部	安全安心推進課	浜田市防災会議	法令必置
9	総務部	安全安心推進課	浜田市国民保護協議会	法令必置
10	総務部	人事課	公務災害補償等認定委員会	条例
11	総務部	人事課	公務災害補償等審査会	条例
12	総務部	人事課	浜田市特別職報酬等審議会	条例
13	総務部	人権同和教育啓発センター	浜田市男女共同参画推進委員会	条例
14	地域政策部	政策企画課	浜田市国土利用計画審議会	法令任意
15	地域政策部	政策企画課	浜田市総合振興計画審議会	法令任意
16	地域政策部	地域振興課	浜田市地域協議会	条例
17	健康福祉部	地域福祉課	浜田市民生委員推薦会	法令必置
18	健康福祉部	地域福祉課	浜田市保健医療福祉協議会	条例
19	健康福祉部	地域医療対策課	浜田市予防接種健康被害調査委員会	条例
20	健康福祉部	高齢障がい課	浜田市障害者等介護給付費等審査会	条例
21	健康福祉部	子育て支援課	浜田市要保護児童対策協議会（代表者会議）	法令任意
22	市民生活部	医療保険課	浜田市国民健康保険運営協議会	法令必置
23	市民生活部	環境課	浜田市環境清掃対策審議会	条例
24	市民生活部	環境課	浜田市環境審議会	法令任意
25	産業経済部	産業政策課	浜田市勤労青少年ホーム運営委員会	条例
26	産業経済部	産業政策課	浜田市温泉審議会	条例
27	産業経済部	農林振興課	浜田市名木保存審議会	条例
28	都市建設部	建設企画課	浜田市都市計画審議会	法令任意
29	都市建設部	建設企画課	浜田市土地区画整理審議会	法令必置
30	教育部	教育総務課	浜田市学校給食審議会	条例
31	教育部	教育総務課	浜田市教育振興計画審議会	条例
32	教育部	教育総務課	浜田市立学校統合計画審議会	条例
33	教育部	教育総務課	浜田市奨学金貸与審査委員会	条例

No.	所属部課名		審議会等名	設置根拠
34	教育部	教育総務課	浜田市教育支援委員会	条 例
35	教育部	学校教育課	浜田市いじめ防止対策推進委員会	条 例
36	教育部	学校教育課	浜田市いじめ問題対策連絡協議会	条 例
37	教育部	学校教育課	浜田市立学校結核対策委員会	条 例
38	教育部	生涯学習課	浜田市スポーツ推進審議会	条 例
39	教育部	中央図書館	浜田市立図書館協議会	条 例
40	教育部	文化振興課	浜田市文化財審議会	条 例
41	教育部	文化振興課	浜田市資料館運営協議会	条 例
42	教育部	文化振興課	浜田市美術品等収集委員会	条 例
43	教育部	旭分室	浜田市立旭学校給食センター運営委員会	条 例
44	教育部	弥栄分室	浜田市弥栄学校給食センター運営委員会	条 例
45	消防本部	総務課	浜田市賞じゅつ金等審査委員会	条 例
46	上下水道部	管理課	浜田市水道料金審議会	条 例
47	上下水道部	下水道課	浜田市下水道審議会	条 例
48	金城支所	産業課	金城町農林業振興奨学金貸付事業審査会	条 例
49	弥栄支所	自治振興課	弥栄村定住化推進事業審査委員会	条 例
50	三隅支所	自治振興課	浜田市ひゃこるネットみすみ放送番組審議会	法令必置
51	三隅支所	市民福祉課	浜田市ウイルス性肝炎進行防止対策審議会	条 例

※ 7、35、36 については、平成 26 年 12 月議会定例会後の設置である。  
所属課名は、平成 26 年度末現在の名称である。

2 規則、要綱等で設置している任意の協議会等

(平成 26 年 12 月 1 日現在)

No.	所属部課名		審議会等名	設置根拠
1	地域政策部	地域プロジェクト推進室	瀬戸ヶ島埋立活用研究会	要 綱
2	健康福祉部	地域医療対策課	浜田市食育推進ネットワーク会議	要 綱
3	健康福祉部	地域医療対策課	浜田市国民健康保険弥栄診療所運営協議会	要 綱
4	健康福祉部	高齢障がい課	浜田市養護老人ホーム入所判定委員会	要 綱
5	健康福祉部	高齢障がい課	浜田市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会	要 綱
6	健康福祉部	高齢障がい課	浜田市保健医療福祉協議会高齢者福祉専門部会	規 則
7	健康福祉部	高齢障がい課	浜田市保健医療福祉協議会障がい者福祉専門部会	規 則
8	健康福祉部	子育て支援課	浜田市子ども・子育て支援事業計画策定専門部会	要 綱
9	産業経済部	農林振興課	浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会	規 程
10	都市建設部	建設企画課	浜田市景観計画策定委員会	要 綱
11	都市建設部	建築住宅課	浜田市住宅委員会	規 則
12	教育部	文化振興課	御便殿活用検討会議	要 項
13	教育部	金城分室	浜田市立金城学校給食センター運営委員会	要 項
14	上下水道部	管理課	浜田市簡易水道事業審議会	規 則
15	金城支所	自治振興課	浜田市地域提案型チャレンジ事業検討委員会	要 綱
16	旭支所	自治振興課	旭町まちづくり町民会議	要 綱
17	弥栄支所	自治振興課	浜田市弥栄自治区住みよい集落づくり事業審査委員会	要 綱
18	三隅支所	市民福祉課	浜田市肝がん予防対策推進協議会	要 領
19	三隅支所	市民福祉課	浜田市福祉有償運送運営協議会	要 綱

※ 所属課名は、平成 26 年度末現在の名称である。

## [関係条文等]

### 浜田市附属機関等の設置及び構成員の選任等に関する指針

#### (目的)

第1条 この指針は、法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置する附属機関及びこれに類するもの（以下これらを「附属機関等」という。）の設置及び構成員の選任等に関する基本的事項を定めることにより、市政への市民参画を促進するとともに、市政運営における公正の確保並びに透明性の向上を図ることを目的とする。

2 前項の附属機関等には、市職員で構成する内部組織としての委員会等や、関係団体の連絡調整を主な目的とする協議会等及びイベント等の特定の事業を実施するために組織する実行委員会等は含まないものとする。

#### (設置に当たっての配慮)

第2条 市長その他の執行機関（以下「執行機関」という。）は、法令に定めがある場合を除くほか、附属機関等を設置するに当たっては、総合的かつ効果的な行政の実現を図るため、その設置の必要性に特に配慮するものとする。

#### (構成員の男女の均等な登用)

第3条 執行機関は、附属機関等を組織する委員その他の構成員（以下「構成員」という。）の男女の均等な登用を推進するため、法令又は他の条例に特別な定めがある場合を除き、浜田市男女共同参画推進計画の目標値を達成できるよう努めるものとする。

#### (構成員の公募による選任)

第4条 執行機関は、附属機関等が担任する事務を勘案し、必要に応じて構成員の公募を行い、その応募者のうちから構成員を選任するよう努めるものとする。

#### (同一人が就任できる附属機関等の数及び期間)

第5条 執行機関は、同一人が附属機関等を組織する委員その他の構成員に就任する附属機関等の数を、すべての附属機関を通じて5以内とするよう努めるものとする。再任の場合は、同一の附属機関等における在任期間が10年を超えないよう努めること。

2 前項の規定は、委員に選任しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。

- (1) 附属機関等の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者又はこれらに準ずると認められる者である場合。
- (2) 専門的な知識、経験等を有する者が他に得られないなど特別な事情があると認められる場合。

#### (設置及び運営の見直し)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、執行機関は、第1条の目的を達成するため、必要に応じて附属機関等の設置及び構成員の選任その他運営に関し見直しを行うものとする。

#### 附 則

1 この指針は、平成25年10月1日から施行する。

2 この指針の施行の際、現に就任している構成員については、当該構成員の任期が満了するまでは、この指針の規定は適用しない

## 地方自治法

### 第 134 条の 4 第 3 項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

### 第 202 条の 3 第 2 項

附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

### 第 203 条の 2

普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

## 地方公務員法

### 第 3 条第 3 項第 2 号

法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの。

## 審議会等の整理合理化に関する基本的計画

平成 11 年 4 月 27 日  
閣 議 決 定

中央省庁等改革を推進するため、審議会等の整理合理化に関する基本的計画を以下のとおり定める。

### 1. 審議会等の整理合理化

審議会等（国家行政組織法第 8 条並びに内閣府設置法第 3 7 条及び第 5 4 条の審議会等をいう。以下同じ。）については、いわゆる隠れみものになっているのではとの批判を招いたり、縦割り行政を助長しているなどの弊害を指摘されているところである。

こうした問題点を解決し、行政責任を明確にするため、基本法及び最終報告等に基づき、次のとおり整理合理化を行う。

#### (1) 審議会等の整理

審議会等の設置については、別紙 1 の「審議会等の設置に関する指針」によることとする。これに基づき既存の個々の審議会等について次の①から⑤の方針により整理を行った結果、府省の再編に際し設置する審議会等の名称は別表のとおりとする。

これらにより存置される審議会等については、別紙 2 の「審議会等の組織に関する指針」に基づき、組織することとし、それぞれ必要な法律、政令等の整備を行う。

##### ① 活動不活発な審議会等

基本的に廃止する。

##### ② 法令上時限の付されている審議会等又は事実上時限のある審議会等

時限の到来又は任務の終了をもって廃止する。

##### ③ 政策審議・基準作成機能

原則として廃止する。

ただし、

ア 行政の執行過程における計画・基準の作成について、法律又は政令により、審議会等が決定若しくは同意機関とされている場合又は審議会等への必要的付議が定められている場合については、その必要性を見直した上で、必要最小限の機能に限って存置する。

イ 基本的な政策について審議するものを数を限定して存置する。

##### ④ 行政処分関与・不服審査等の機能

法律又は政令により、審議会等が決定若しくは同意機関とされている場合又は審議会等への必要的付議が定められている場合については、その必要性を見直した上で、必要最小限の機能に限って存置する。

⑤ 存置されることとなった機能については、これらの機能を持つそれぞれの審議会等を審議分野の共通性に着目してできる限り統合することとする。

#### (2) 審議会等の運営の改善

審議会等の運営の改善については、別紙 3 の「審議会等の運営に関する指針」により行うものとする。

## 2. 懇談会等行政運営上の会合の適正化

懇談会等行政運営上の会合の適正化については、別紙4の「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」により行うものとする。

---

### 別紙1

#### 審議会等の設置に関する指針

審議会等の設置については、次の指針によるものとする。

1. 国民や有識者の意見を聴くに当たっては、可能な限り、意見提出手続の活用、公聴会や聴聞の活用、関係団体の意見の聴取等によることとし、いたずらに審議会等を設置することを避けることとする。
2. 基本的な政策の審議を行う審議会等は、原則として新設しないこととする。特段の必要性がある場合についても、設置に当たっては審議事項を限定し、可能な限り時限を付すこととする。  
また、審議会等において、基本的な政策に係る必要的付議の規定は、原則として置かないものとする。
3. 不服審査、行政処分への関与、法令に基づく計画・基準の作成等については、法令の改正等により新たに審議会等の審議事項とすべきものが発生した場合も、審議分野の共通性等に着目して、可能な限り既存の審議会等において審議することとする。  
また、審議事項は、法律又は政令により、審議会等が決定若しくは同意機関とされるもの又は審議会等への必要的付議が定められているものに限ることとする。
4. 社会情勢の変化により設置の必要性が低下した審議会等は、廃止することとする。

---

### 別紙2

#### 審議会等の組織に関する指針

審議会等の組織については、次の指針によるものとする。

##### 1. 委員数

委員数については、原則として20名以内とし、これを上回る必要がある場合であっても、30名を超えないものとする。

また、通常の委員のほか、必要に応じて臨時委員、特別委員、専門委員を置く場合、原則として次によることとする。

##### (1) 臨時委員

臨時委員とは、特別の事項を調査審議するために、通常の委員のほか、臨時的の必要に応じて置かれる職員とする。臨時委員は、特別の事項に関する審議に関しては当該審議会等の意思決定に当たって議決権を有するものとする。

臨時委員は当該特別の事項の調査審議が終了したときは解任されるものとし、その旨  
明定するものとする。

## (2) 特別委員

特別委員とは、特別の事項を調査審議するために、通常の委員のほか、臨時の必要に  
応じて置かれる職員とする。特別委員は、審議会等の意思決定に当たっては議決権を有  
しないものとする。

特別委員は当該特別の事項の調査審議が終了したときは解任されるものとし、その旨  
明定するものとする。

## (3) 専門委員

専門委員とは、専門の事項を調査するために置かれる補助的職員とする。専門委員は、  
当該審議会等の意思決定に当たっては議決権を有しないものとする。

専門委員は当該専門の事項の調査審議が終了したときは解任されるものとし、その旨  
明定するものとする。

## 2. 勤務形態

委員は原則として非常勤とする。

ただし、審議会等の性格、機能、所掌事務の経常性、事務量等からみて、ほぼ常時活  
動を要請されるものであり、かつ、委員としての勤務態様上特段の必要がある場合には、  
常勤とすることができることとする。

## 3. 委員、臨時委員、特別委員及び専門委員の資格要件

委員等については、行政への民意の反映等の観点から、原則として民間有識者から選  
ぶものとする。国会議員、国務大臣、国の行政機関職員、地方公共団体又は地方議会の  
代表等は、当該審議会等の不可欠の構成要素である場合を除き委員等としないものとし  
る。

なお、国の行政機関職員、地方公共団体又は地方議会の代表等である者を、属人的な  
専門的知識及び経験に着目して委員等とすることは排除しないものとする。

## 4. 会長等

会長等は合議体の自立性を重視し、委員の互選により定めることを原則とする。

## 5. 審議会等の下部機関

- (1) 専門的かつ詳細な調査又は討議を行った上で総合的な審議等を行う方法によることが適  
当な場合には、必要に応じて審議会等に下部機関（分科会、部会等）を設置して弾力的、  
機動的な運営を図るものとする。

分科会、部会については、原則として、次によることとする。

① 分科会

分科会は、審議事項のまとまりが大きく、独立性が高い場合において法令により直接設置するものとし、法令により数、名称及びその所掌事項を定めるものとする。

分科会は、委員、臨時委員、特別委員又は専門委員によって構成し、分科会の結論は、委員及び議事に関係のある臨時委員により決定するものとする。

② 部会

部会は、審議事項のまとまりが大きくない場合、あるいは独立性が高くない場合に設置するものとし、総会の決議により数、名称及びその所掌事項を定めるものとする。

部会は、委員、臨時委員、特別委員又は専門委員によって構成し、部会の結論は、委員及び議事に関係のある臨時委員により決定するものとする。

なお、分科会の下に更に部会を設けることもできることとする。

(2) 分科会、部会において審議が行われた事項に係る審議会等としての意思決定は、原則として、総会における総合的な審議を経た上で、総会の議決により行うものとする。

なお、審議事項によっては、分科会、部会の委員構成等にも配慮した上で、諮問権者の同意を得て、あらかじめ総会の定めにより、分科会、部会の結論をもって審議会等の意思決定とすることができるものとする。

ただし、不服審査等の審議事項や決定又は同意機関とされる審議会等の審議事項については、法令により直接設置されず、その所掌事項が定められていない下部機関の結論をもって審議会等の意思決定とすることは認められない。

## 6. 庶務

所管府省内の既存の部局において行うことを原則とし、特段の必要性のある場合を除き、独自の事務局を設置しないものとする。

---

## 別紙 3

### 審議会等の運営に関する指針

審議会等の運営については、次の指針によるものとする。

#### 1. 委員構成

委員の任命に当たっては、当該審議会等の設置の趣旨・目的に照らし、委員により代表される意見、学識、経験等が公正かつ均衡のとれた構成になるよう留意するものとする。

審議事項に利害関係を有する者を委員に任命するときは、原則として、一方の利害を代表する委員の定数が総委員の定数の半ばを超えないものとする。

#### 2. 委員の選任

##### (1) 委員の選任

① 府省出身者

府省出身者の委員への任命は、厳に抑制する。

特に審議会等の所管府省出身者は、当該審議会等の不可欠の構成要素である場合、又は属人的な専門的知識経験から必要な場合を除き、委員に選任しない。

② 高齢者

委員がその職責を十分果たし得るよう、高齢者については、原則として委員に選任しない。

③ 兼職

委員がその職責を十分果たし得るよう、一の者が就任することができる審議会等の委員の総数は原則として最高3とし、特段の事情がある場合でも4を上限とする。

(2) 任期

委員の任期については、原則として2年以内とする。

再任は妨げないが、一の審議会等の委員に10年を超える期間継続して任命しない。

(3) 女性委員

委員に占める女性の比率を府省編成時からおよそ10年以内に30%に高めるよう努める。

3. 議事

(1) 規則の制定

審議会等は、下部機関の設置、定足数、議決方法、議事の公開、その他会議の運営に関し必要な事項を規則の制定等により明定するものとする。

(2) 基本的な政策の審議及び答申

基本的な政策を審議する審議会等は、有識者等の高度かつ専門的な意見等を聴くため設置されるものであり、行政府としての最終的な政策決定は内閣又は国務大臣の責任で行うものであることを踏まえ、審議及び答申を行うに際しては、次の点に留意するものとする。

① 諮問権者は諮問に当たっては、諮問事項に応じて、検討が必要な項目、問題点等をあわせ示すことにより、効率的な審議が行えるようにするとともに、諮問事項の内容により、必要に応じて、答申期限を設けることとし、審議会等はその期限内に答申を行うよう努めるものとする。

② 審議状況は適時諮問権者に報告することとし、必要に応じて、諮問権者は自らの意見を審議会等に述べるものとする。

③ 審議を尽くした上でなお委員の間において見解の分かれる事項については、全委員の一致した結論をあえて得る必要はなく、例えば複数の意見を並記するなど、審議の結果として委員の多様な意見が反映された答申とする。

### (3) 利害関係者の意見聴取等

① 審議会等は、その調査審議に当たり、特に必要があると認めるときは、当該調査審議事項と密接に関連する利益を有する個人又は団体から意見を聴取する機会を設けるよう努めるものとする。この場合において、他の関係者の利益との公正な均衡の保持に留意するものとする。

なお、公聴会の開催等、法令に別段の定めのあるときは、それによるものとする。

② 審議会等に対して、①の意見聴取に係る申出又は審議会等に関する苦情があったときは、各府省は、庶務担当当局としてこれらの整理等をした上で、その結果を適時に審議会等に報告するよう努めるものとする。

③ 審議会等の運営に当たっては、広範な分野にまたがる行政課題についての総合的、整合的な取組を推進するため、相互に密接な関連を有する審議会等の連携確保等を図ることとする。

### (4) 公開

① 審議会等の委員の氏名等については、あらかじめ又は事後速やかに公表する。

② 会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。なお、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

ただし、行政処分、不服審査、試験等に関する事務を行う審議会等で、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

③ 議事録及び議事要旨の公開に当たっては、所管府省において一般の閲覧、複写が可能な一括窓口を設けるとともに、一般のアクセスが可能なデータベースやコンピュータ・ネットワークへの掲載に努めるものとする。

---

## 別紙 4

### 懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針

懇談会等行政運営上の会合（＊）については、今後次のように扱うものとする。

#### 1. 運営の考え方

懇談会等行政運営上の会合については、審議会等とは異なりあくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の場として性格付けられるものであることに留意した上、審議会等の公開に係る措置に準ずるとともに、2. の基準により、その開催及び運営の適正を確保した上で、意見聴取の場として利用するものとする。

#### 2. 運営の原則

1. の考え方に沿って、当該府省の施策に関する審議等を行う行政機関との誤解を避けるとともに自由活発な意見聴取を行うため、以下の点に留意して運営するものとする。

(1) 開催根拠

省令、訓令等を根拠としては開催しないものとする。

また、懇談会等に関するいかなる文書においても、当該懇談会等を「設置する」等の恒常的な組織であるとの誤解を招く表現を用いないものとする。

(2) 名称

審議会、協議会、審査会、調査会又は委員会の名称を用いないものとする。

(3) 会合の運営方法

懇談会等の定員及び議決方法に関する議事手続を定めないものとする。

また、聴取した意見については、答申、意見書等合議体としての結論と受け取られるような呼称を付さないものとする。

(\*) 行政運営上の参考に資するため、大臣等の決裁を経て、大臣等が行政機関職員以外の有識者等の参集を求める会合であって、同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているもの

---

別表 省略